

熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について

熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市長等の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「100 分の 167.5」を「6 月に支給する場合は 100 分の 167.5、12 月に支給する場合は 100 分の 157.5」に改める。

第 2 条 熊本市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「6 月に支給する場合は 100 分の 167.5、12 月に支給する場合は 100 分の 157.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 3 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

一般職の給与改定の実施に伴い、市長等の期末手当の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。